



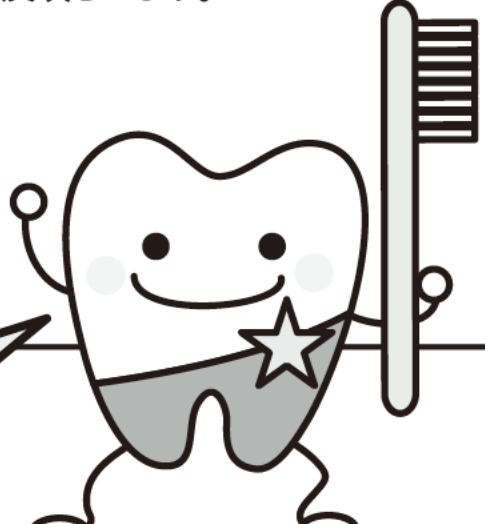
# 県議会における政策立案の動き

県議会では、住民本位の立場から、本会議や委員会における質問や審議などを通じて、独自の政策提言に積極的に取り組み、さらに県民福祉の向上に役立つと考えられる条例については、議員自らが積極的に取り組んでいます。ここでは、最近制定・改正された議員提出条例について、ご紹介します。

## 三重県議会基本条例の改正

<h3>制定趣旨</h3> <p>県議会では、県民の負託に全力でこたえていくとともに、これまでに進めてきた様々な「議会改革」の取り組みを後戻りさせることなく、引き続き改革に取り組むため、議会基本条例を平成18年12月に、全国の都道府県で初めて制定しました。</p> <h3>条例の構成</h3> <p>●第1章 総則</p> <p><b>目的</b> 議会の基本理念、議員の責務及び活動原則などを定め、議会の役割を明らかにし、県民福祉の向上などに寄与します。</p> <p><b>基本理念</b> 分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組みます。</p> <p><b>基本方針</b> ①開かれた議会運営 ②政策の決定、知事などの監視・評価 ③独自の政策立案、政策提言 ④他の自治体議会との交流、連携</p> <p>●第2章 議員の責務及び活動原則 ○会派 ●第3章 議会運営の原則等 ○議会の説明責任 ●第4章 知事等との関係 ○監視及び評価 ○政策立案及び政策提言 ●第5章 議会の機能の強化 ○附属機関の設置 ○調査機関の設置 ○検討会等の設置 ○議員問討議 ○研修及び調査研究 ○政務調査費</p> <p>●第6章 県民との関係 ○県民の議会への参画の確保 ○広聴広報機能の充実 ○委員会等の公開 ○議会活動に関する資料の公開 ●第7章 議会改革の推進 ○他の自治体議会との交流及び連携の推進 ●第8章 政治倫理 ●第9章 議会事務局等 ●第10章 補則 ○他の条例との関係 ○本条例の検討</p>	<h3>改正の経過</h3> <p>◎背景 制定後、一定の年数が経過し、本条例でも、常に県民意見や社会情勢の変化等を勘案して、検討を加えることと規定していることから、検討することになりました。</p> <p>◎議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議による検討 平成23年6月に委員9人の構成で設置。計14回の検討やパブリックコメントなどを経て、平成24年6月に条例改正案を取りまとめました。</p>  <p>◎条例改正案の成立 平成24年6月13日に議員提出条例として提出し、委員会の審査を経て、6月27日に全会一致で可決。6月29日に公布、施行されました。</p>	<h3>改正のポイント</h3> <p><b>会派</b> 第5条第3項を追加 議会活動において重要な機能を果たしている会派の役割として、「議員がその責務を果たすために行う活動を支援する」としました。</p> <p><b>議員の定数及び選挙区</b> 第6条の2を新設 議員の定数などにつき、県民意思などが的確に反映されるよう、議会は不断の見直しを行うこととしました。</p> <p><b>議会の説明責任</b> 第7条に一部追加 議会には、議会が決定した事項を追跡調査するという意味での知事などの事務に対する執行監視などの責任があることから、議会は、「議決責任を深く認識し」、議会運営などに関し、県民に対して説明する責務を有することとしました。</p> <p><b>知事等との関係の基本原則</b> 第8条第2項に一部追加 議会と知事などとの関係において、議会は合議体特有の役割を有していることから、議会は「合議制の機関としての特性を生かし」、知事などとの立場及び機能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないこととしました。</p> <p><b>文書による質問</b> 第14条の2を新設 議会機能の強化の観点から、議員が本会議での質問などの機会にとらわれず質問ができるよう、「文書による質問」制度を設けました。</p>
--	--	--

## みえ歯と口腔の健康づくり条例の制定

<h3>制定の経過</h3> <p>◎背景 平成22年度における三重県の12歳一人平均の虫歯数は全国ワースト3位。平成23年8月には、歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、他県でも歯と口腔に関する条例づくりが相次いでいます。</p> <p>◎三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 平成23年9月に委員9人の構成で設置。計10回の検討及びパブリックコメントなどを経て、平成24年2月に条例案を取りまとめました。</p> <p>◎条例の成立 平成24年2月29日に議員提出議案として提出し、委員会の審議を経て、3月19日に全会一致で可決。3月27日に公布、施行されました。</p>	<h3>制定趣旨</h3> <p>健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康づくりはとても重要です。そこで、県民の歯と口腔の健康づくりを総合的に進めるため、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を制定しました。</p> <h3>基本理念</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進します。</li> <li>●全ての県民が生涯にわたって、歯と口腔の疾病などに係る定期的な検診などを受けることができる環境の整備を推進します。</li> <li>●保健、医療などの関係施策との連携を図りながら、総合的かつ計画的に、歯と口腔の健康づくりを推進します。</li> </ul> 	<h3>施策の基本的事項</h3> <p>■県の基本的施策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての県民が、生涯にわたって歯科検診などを受けられる環境の整備に努めます。 ○障がい者や要介護者などへの配慮 ○中山間地域での対応 など</li> <li>●予防対策が重要であることから、学校等におけるフッ化物洗口などの推進や、実施する際の助言・支援、成人期における歯周疾患の予防対策に努めます。</li> <li>●平常時から災害時に備えた医療体制を整備し、災害発生時には、迅速に歯科保健医療体制の確保に努めます。</li> <li>●歯科医療関係者の人材の確保・育成、資質向上に努めます。</li> </ul> <p>■基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県は、県民の意見を反映した基本計画を定め、公表します。</li> </ul> <p>■調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県は概ね5年ごとに実態調査を行い、その結果を施策や基本計画の見直しに反映させます。</li> </ul> <p>など</p> <p>11月8日は「いい歯の日」 11月は「8020(はちまるにいまる)推進月間」 ★健康で質の高い生活を★</p> 
--	---	--

## 議員提出条例の検証検討

<h3>これまでの検証検討(平成20~22年度)</h3> <p>議員提出条例が議決の意思どおりに運用されているか、県民の意識や社会情勢等の変化を勘案し、県民の視点に立って検証を行うため、議員提出条例に係る検証検討会を設置し、検討した結果、右記4本の条例について、一部改正などを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●三重県リサイクル製品利用推進条例</li> <li>●三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例</li> <li>●三重県行政に係る基本的な計画について議会がすべきことを定める条例</li> <li>●子どもを虐待から守る条例</li> </ul>	<p>平成24年度 議員提出条例検証特別委員会 (平成24年5月15日 委員9人の構成で設置)</p> <p>全ての議員提出条例 23本</p> <p>選定の結果</p> <p>■5月30日 検証済みや検討中の条例、議員や議会運営に係る条例など、17本を対象外としました。</p> <p>■6月22日、7月13日 残る6本の条例について、執行部から意見聴取を行ったのち、見直す必要があるか検討しました。</p> <p>●三重県地域産業振興条例 について、検証していきます。</p>
--	--